

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

経済・雇用情勢が、依然として厳しい局面の続く中、国におかれては、既に、総額14兆円にのぼる平成21年度第1次補正予算が可決・成立し、地域活性化のための公共投資臨時交付金、経済危機対策臨時交付金の他、経済対策関連の自治体に交付される15の基金が含まれています。

このような政策・制度を受け、地方公共団体においては労働者の雇用や市民の生活を守り、早期に地域産業の活力を取り戻すべく、当該基金などの活用を前提として経済危機対策に資する事業を計画し、或いは、執行を進めているところであります。

こうした中、国政において財政、税制、経済などの政策に見直しを図られ、新たな局面が展開されることになれば、地方公共団体にも多大な影響を及ぼすことは必至であります。

よって、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び第1次補正予算を受けて地方自治体の進めてきた施策や事業について、財政問題で執行に支障が生ずることのないよう最大限に配慮されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年9月29日

豊 田 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
経済産業大臣 様